



2025年8月8日

各位

会社名 鈴 茂 器 工 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 谷口 徹
(コード番号：6405 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 越野 純子
(TEL. 03-3993-1396)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に伴う株式給付規程の制定及び第三者割当による 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年5月13日付で公表した「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入に伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式給付規程（以下「本規程」といいます。）を制定し、本制度の内容及び当該制度に基づく当社株式等の給付の詳細を決定しその内容を対象者（以下に定義します。）に通知することについて決議するとともに、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受ける再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、当社の従業員並びに一定の要件を満たした当社の子会社（株式会社セハー ジャパン及び株式会社日本システムプロジェクト（以下、当社と併せて「対象会社」といいます。））の取締役及び従業員（以下、断りが無い限り「対象者」といいます。）に対する役務提供の対価として株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

1. 本規程の制定

当社は、2025年5月13日付で本制度の導入を公表いたしました。（本制度の概要につきましては、2025年5月13日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）

当社は、本日開催の取締役会において、本規程を制定することについて決議しております。

対象会社は、本規程に基づき、対象者に対し、対象会社の業績等に応じてポイントを付与します。対象者に付与されるポイントは、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付に際し、ポイント1個につき、当社普通株式1株に換算されます。ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

対象者が本規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象者は、所定の受益者確定手続を行う

ことにより、ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、本規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

本自己株式処分により株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に割り当てられる当社株式は、対象者が給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）において保有されることとなり、ポイントの付与を受けた対象者であっても、給付を受けるまでの間、ポイントに相当する当社株式について、譲渡その他の処分を行うことはできません。

2. 本自己株式処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025年8月25日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 138,000株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 1,802円
(4) 処 分 総 額	248,676,000円
(5) 処 分 予 定 先	当社の従業員 514名 130,000株 当社の子会社の取締役及び従業員 33名 8,000株 (注1、2)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

(注1) 本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて対象者への給付を行うために行われるものであり、対象会社に対する役務提供の対価として対象者に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には対象者を記載しております。なお、処分予定先に記載の対象者（当社の従業員並びに当社の子会社の取締役数及び従業員）の数は、2025年7月末時点での人数を見込みとして記載しているものであり、実際に当社株式等の給付を受ける対象者の数は上記記載の数から増減する可能性があります。

(注2) 対象者には、本制度に基づき、対象会社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に対象者に給付される当社株式等の数は、対象会社の業績等に応じて変動いたします。

3. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託E口）を割当先として行われるものですが、対象会社に対する役務提供の対価として対象者に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であり

ます。

処分数量については、本規程に基づき信託期間中に対象者に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2025年3月31日現在の発行済株式総数12,960,000株に対し1.06%（2025年3月31日現在の総議決権個数129,079個に対する割合1.07%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2025年5月13日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託（J-ESOP）
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 対象者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の対象者から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2025年8月25日
- (9) 金銭を信託する日 : 2025年8月25日
- (10) 信託の期間 : 2025年8月25日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

5. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,802円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,802円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,780円（円未満切捨）に対して101.24%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,838円（円未満切捨）に対して98.04%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均2,004円（円未満切捨）に対して89.92%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

6. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上